平成２７年（フ）第６２号
香川県高松市国分寺町新名525番地５
債務者　谷澤　孝志
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６３号
香川県高松市国分寺町新名525番地５
債務者　谷澤　里美（旧姓阿賀）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６４号
香川県高松市小村町24番地１　グランデカーサＢ103
債務者　小笠原　学
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第７１号
香川県高松市屋島西町678番地70　アルファーシティ４番館101
債務者　山地千鶴子（旧姓後藤）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第９号
香川県観音寺市池之尻町1668番地
債務者　仁尾　**隆**幸
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第３３号
茨城県土浦市藤沢1239番地２
債務者　手塚　幸希（旧姓渡邊・植木）
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第４６号
茨城県土浦市中高津２丁目６番５号
債務者　平澤　浩一
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
長野市篠ノ井会842番地１　エルプラド21Ａ－103号
債務者　田中　秀明
1　決定年月日時　平成27年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
宮城県宮城郡利府町菅谷字赤坂77番地
債務者　天沼　美枝（旧姓丁子）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
宮城県亘理郡山元町山寺字上篭田13番地１　コーポ山元６号、住民票上の住所宮城県伊具郡丸森町舘矢間木沼字新高妻79番地２
債務者　佐藤　禎子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１７号
茨城県鹿嶋市大字鉢形811番地
債務者　東　　勝俊
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２６年（フ）第３９０号
川崎市宮前区東有馬３丁目６番３号　エステート鷺沼304
債務者　杉山　照子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８６号
川崎市中原区宮内４丁目12番28号　クラージュ等々力206、前住所川崎市中原区上小田中６丁目10番33号　コーポサイトウ201
債務者　黒田　幸弘
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
川崎市幸区小倉５丁目１番26号　ユナイト小倉アモーレ103
債務者　井村　大地
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
川崎市宮前区野川4101番地２　青木マンション304、前住所川崎市宮前区野川4078番地エステートピアカーサ101
債務者　中山　亜紀（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１２７号
川崎市宮前区菅生２丁目19番16号　渡辺アパート201、前住所川崎市宮前区南平台15番13―710号
債務者　金山　靖子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３２号
川崎市高津区北見方３丁目６番29―103号　レオパレスファーストコートユウ
債務者　北島左保子
1　決定年月日時　平成27年４月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月29日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係